

お客さま各位

秋田信用金庫

一定金額未満の口座解約手続きにおける「印鑑レス」の取扱開始について

当金庫は、預金残高が1万円未満の普通預金口座等について、印鑑レスによる解約手続きの取扱を開始いたします。

従来、口座の解約手続きは、所定の払戻請求書へ届出印の押印を必要としていましたが、ご本人さまが来店し、下記の内容を満たす場合は、届出印の押印を不要といたします。

記

1. 対象となるお客さま

個人のお客さま、個人事業主のお客さま

2. 対象となる口座

- ・預金残高が1万円未満の普通預金(無利息型普通預金を含む)、貯蓄預金、納税準備預金
- ・総合口座の場合は定期預金の利用がないこと

※お取引の内容により一部対象外となる場合がございます。

3. お手続きに必要な事項

- ・ご本人の来店
- ・運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付の本人確認書類のご提示
- ・通帳のご提示(アプリ通帳の場合は、アプリの提示)

4. 取り扱い開始日

2024年4月1日(月)

以上

(本件に関するお問い合わせ先)

秋田信用金庫 総務部

フリーダイヤル 0120-345-112(平日 9時~17時)

